

ファンド型投資商品・公社債・未公開株に関する相談概要

～怪しい儲け話にはご注意ください！劇場型勧誘の投資に関する相談が増加～

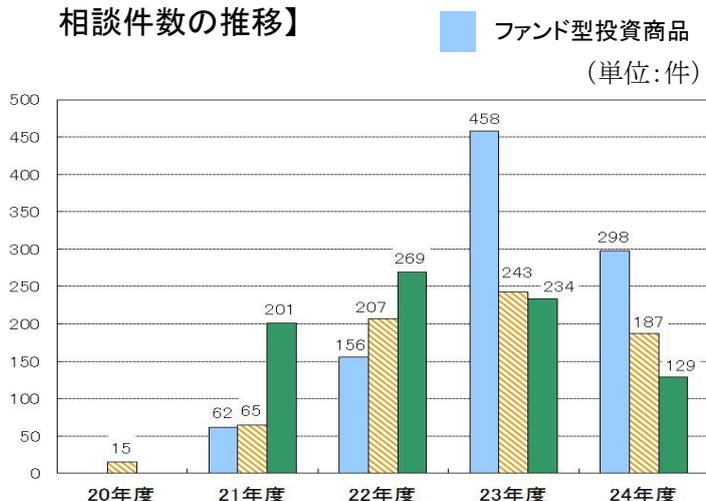
◇ファンド型投資商品・公社債・未公開株に関する相談件数は、平成23年度をピークに一旦減少しましたが、平成25年度上半期に寄せられた相談件数は361件となり、前年同期の348件に比べて3.7%（13件）増加しました。

◇販売形態別では、電話勧誘が最も多く、半数以上を占めています。

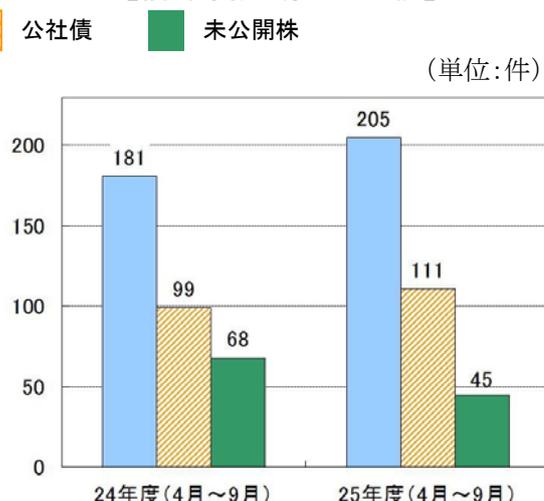
◇年齢別では70歳以上が最も多く、次に60代の順と高齢者が多く、また既払い金額が高額になっています。

◇退職後、自宅に居る高齢者に、投資権利の販売会社、勧誘業者、マスコミ、公的機関などを装い次々に電話をかけて信用させる「劇場型勧誘」が多くなっています。

【ファンド型投資商品・公社債・未公開株に関する相談件数の推移】



【前年度同期との比較】

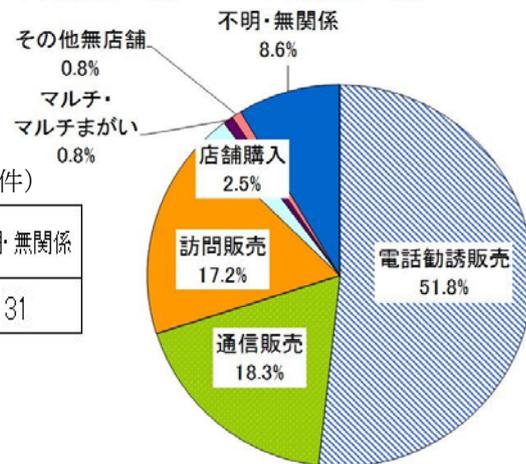


【ファンド型投資商品・公社債・未公開株に関する相談の状況 (平成25年度 4月～9月)】

【販売形態別】

販売形態	件数
電話勧誘販売	187
通信販売	66
訪問販売	62
店舗購入	9
マルチ・マルチまがい	3
その他無店舗	3
不明・無関係	31

(単位: 件)



○契約当事者の性別

①女性：218件（60.4%） ②男性：138件 ほか

○契約当事者の年代別

①70歳以上：188件（37.7%） ②60代：77件 ③50代：38件 ほか

○契約当事者の職業別

①無職：178件（52.1%） ②家事従事者：102件 ③給与生活者：48件 ほか

○契約購入金額

平均：1,300万円 最高額：3億円

○既払金額

平均：1,020万円 最高額：3億円



※ファンド型投資商品：他者から金銭などの出資・拠出を集め、その金銭を用いて何らかの事業・投資を行い、その事業から生じる収益などを出資者に分配するもの。

公社債：国、地方公共団体、政府関係機関や民間の株式会社などが発行する債券の総称。

未公開株：上場していない企業の株。その株式公開していない株式を未公開株という。



相談事例

母親が投資詐欺にあった。警察には相談した（中央県民生活プラザ 相談者：40代男性）

同居している74歳の母親あてに、A社の社債のパフレットが届いた。その後B社から電話があり、「A社の社債が欲しいが、B社が直接購入することができないので、代わりに購入して、譲って欲しい」と言われ、母は郵便局から数回に分けて合計600万円を入金した。その後不安に思った母は、最寄りの交番に相談した。信用金庫で業者と待ち合わせをした際、警察に隠れて見張ってもらったが業者は現れなかった。警察に詐欺として被害届を出すように言われた。返金希望。

劇場型投資詐欺の被害事例を紹介した。返金を希望されているので、急いで弁護士に相談されるように伝え、弁護士会の先物証券問題研究会を案内した。また、二次被害に注意して、知らない業者からの電話には電話番号表示機能を活用するなどして、相手にしないようにと念押しした。

過去の投資詐欺にあった被害を取り戻すと言われて二次被害にあった。

（中央県民生活プラザ 相談者：50代女性）

過去に投資被害にあったことがある。C社から電話があり、「以前の社債の弁済金が支払われることになったので損失額を教えて欲しい」と言われた。しかし後日「金額が違っていたので支払いができない。まずはD社に電話して」と言われた。D社に電話すると「出資して会員になるといい」と勧められた。この件をC社に伝えると「まずはD社の会員になって、その後会員の名義変更の手続きをして」と言われたのでD社に出資した。出資証明書は貰ったが、名義変更にお金がかかると言われ、次々と振込んだ。専務に現金を手渡し、最終の出資証明を貰ったが、特別処理が必要だと言われ、最後に500万円支払った。その後C社とは連絡不能になり、D社には3年満期だから今は返金できないと言われた。お金を取り戻したい。

C社、D社とも連絡は取れないが、D社の担当者とは連絡が取れるとのこと。相手が実在し、支払い能力がないとお金を取り戻すことは難しいが、弁護士会の先物証券問題研究会に相談してみてもどうかと案内した。投資詐欺の二次被害、劇場型詐欺の相談が多く寄せられているので、今後は怪しい電話があっても相手にしないようにと伝えた。

アドバイス

●金融知識の乏しい消費者に、不意打ち的に電話勧誘を行い、「必ず儲かる」「名義貸しだけなので費用負担はない」など言葉巧みに投資や融資を勧めるケースが多くみられます。
必ず儲かるなどの、うまい話にはのらないようにしましょう。

●過去の損害を取り戻せると巧妙に誘い、被害が拡大する「二次被害」の相談も寄せられています。共通点は、立場の違う複数人間が、入れ替わり立ち代わり勧誘する「劇場型勧誘」が行われていることが特徴です。
次々と同種のトラブルにあい、最後には、全財産を根こそぎ奪われることにもなりかねません。誘いには絶対に耳を貸さないことです。

●絶対に手渡しや郵送でお金を渡さないでください。

郵送や手渡しでお金を渡してしまうと、銀行振り込みの場合のような口座凍結の対応ができないばかりか、証拠も残らないので、お金を取り戻すことはさらに困難になります。脅されたり、金銭の支払いを求められ恐怖や不安を感じたら、すぐに警察署へ相談しましょう。

●劇場型勧誘による「買え買え詐欺」のトラブルでは、高齢者が被害に遭うケースが多いことから、周囲の見守りが被害を防ぐことに繋がります。口数が減る、買物をあまりしなくなる、借金を申し込んでくるなど、高齢者の日常に変化がないかを注意して見守りましょう。



お困りの際には、早めに最寄りの県民生活プラザ又は
お住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。

